

(大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可)

○大阪市立防災センター条例（昭和 56 年条例第 43 号）抜粋

（入館の制限）

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 6 歳未満の者で成年者が同伴しないもの
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 建物、附属設備、資料又は展示品を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

○大阪市立阿倍野防災センターの使用許可及び入館の制限に関する事務処理要領
（平成 16 年 4 月 30 日）抜粋

（使用許可申請）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可を行うにあたっては、申請者に様式第 1 号の大阪市立阿倍野防災センター防災センター防災研修室使用許可（変更）申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記載させたうえ、2 通提出させるものとする。

2 前項の申請者が、申請した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ、その許可を受けさせるものとする。この場合において、当該申請の際には、前項の申請書を添付させるものとする。

3 第 1 項の申請は、防災に関する講習会、講演会及び研究会その他これらに類する行事に係る使用許可にあたっては、使用期日の 60 日前から 2 日前までに、その他の場合にあつては、使用期日の 30 日前から 2 日前までに行わせるものとする。

様式第 1 号（略）